

# 千葉県報

定例  
令和7年10月14日

第14084号

主  
要  
目  
次

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧

告示

千葉県告示第五百十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和三年十月十四日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和七年十月十三日付けで消滅した。

令和七年十月十四日

千葉県知事 熊谷俊人

勝浦市加入区

公示

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課

三  
届出年月日  
令和七年九月十八日

7  
変更年月日  
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和四年二月二十五日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和七年五月一日ほか

6  
変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

日本トイザラス株式会社 代表取締役 アンドレ・アーチー・ジエイブスほか

神奈川県川崎市幸区大宮町一、三一〇番地ほか

5  
変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

日本毛織株式会社 代表取締役 長岡豊

日本毛織株式会社 代表取締役 富田一弥

兵庫県神戸市中央区明石町四七番地

変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。

その届出は、令和七年十月十四日から令和八年二月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十四日から令和八年二月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十月十四日

千葉県知事 熊谷俊人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニッケコルトンプラザ  
市川市鬼高一丁目九五番地一
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニッケコルトンプラザ  
市川市鬼高一丁目九五番地一

千葉県知事 熊谷俊人

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。

その届出及び添付書類は、令和七年十月十四日から令和八年二月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月十四日から令和八年二月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年十月十四日

第14084号 千葉県報 令和7年10月14日(火曜日)

2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等
日本毛織株式会社 代表取締役 長岡豊	兵庫県神戸市中央区明石町四七番地
3	開店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称
株式会社ダイエー及び株式会社マツモトキヨシ	変更前の開店時刻
4	開店時刻は午前十時(株式会社ダイエーについては午前九時)
5	変更後の開店時刻
ヨシについては午前九時)	開店時刻は午前十時(株式会社ダイエーについては午前八時、株式会社マツモトキヨシについては午前九時)
6	変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時三十分	午前八時三十分から午後十一時三十分
7	変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十一時三十分	午前七時三十分から午後十一時三十分
8	変更年月日
(一) 開店時刻	平成二十八年七月一日及び令和七年九月三十日
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	令和七年九月三十一日
二 届出年月日	令和七年九月十八日
三 縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	令和七年十月十四日本更津市の決定に係る木更津都市計画地区計画箇子防災拠点地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県国土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
千葉県知事 熊谷俊人	令和七年十月十四日

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号  
購読申込先

千葉県  
○四三(二二三)二六五八